

## 令和4年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第6号）

令和4年12月19日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

---

### 出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
環 境 課 長	高 根 浩 司	子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
体育振興課長	金 杉 高 春		

---

### 事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

---

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（木内欽市） 議案第1号から議案第20号までの20議案と発議第1号の1発議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

---

### ◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 菅谷道晴 登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月12日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第16号、旭市企

業職員の給料の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました1議案については、別紙報告書のとおり、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号の質疑について要約して申し上げます。

本条例中の附則第3項に規定されている職員とはどういう方が該当するのかとの質疑では、定年の段階的な引上げ期間中の経過措置として暫定再任用制度が設けられ、現行の再任用制度と同様の仕組みが措置されている。65歳に達する年度の末日までの間、従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、暫定再任用をすることができるとの答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、ご報告させていただきます。

令和4年12月19日、建設経済常任委員長、菅谷道晴。

○議長（木内欽市） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内 保） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、工事請負契約の変更について、議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第20号、指定管理者の指定についての5議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月13日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

材料費が全体的に値上がりしている中、給食の食べ残しがなくなるよう、どのような対策をしているかとの質疑では、給食の時間に給食についての解説をした動画を流したり、子どもたちが楽しく食べられるよう、物語給食や千産千消デー、鉄人給食などを実施していると

の答弁がありました。

次に、議案第15号の主な質疑について申し上げます。

干潟保育所民営化の目的は何か、また、民営化のガイドラインや選定基準等を定めるべきと考えるが、市の見解はとの質疑では、民営化の目的は施設の大規模改修等の実施についての経費が削減できることや、ICT化や午睡システム等、自由に先進的なものを取り入れられ、保育が充実できると考えている。今後は民営化のガイドライン等の作成を検討していくとの答弁がありました。

また、価値のある建物を無償で譲渡することに対する市の考えはとの質疑では、価値のある今だからこそ事業者は受け入れてくれる。今、無償で譲渡することが、長期的に見たとき旭市のプラスになるという考えとの答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑について申し上げます。

地元に対する配慮について市の見解はとの質疑では、募集要項の中で地元との関わり方を重要視しており、審査基準でも市内事業者との関係構築の考え方や既存スタッフの優先雇用を求めているとの答弁がありました。

また、指定管理候補者の利益の還元方法はとの質疑では、指定管理者が自主的に開催するスポーツ教室や体験イベントなどの参加料から発生する利益の一部を修繕費や備品に還元した上で、自主事業で得る利益の中から毎年200万円を指定管理料削減のために充当する。さらに、施設の利用料金収入が各年度の計画額を超過した場合、超過額の20%を市に還元することが候補者から提案されているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第15号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

令和4年12月19日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月5日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号、令和4年度旭市一

般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市個人情報保護法施行条例の制定について、議案第3号、旭市個人情報保護審議会条例の制定について、議案第4号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月14日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため、執行部より副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

定住促進奨励金で中学生以下の子どもがいる場合の加算について、対象者の年齢は契約時で判定するのか、また、これまでの申請者の対象人数はどの質疑では、中学生以下の子どもがいる場合の加算は申請時の年齢で判断する。また、平成30年4月から令和4年9月30日までの申請者の総数は233人で、そのうち中学生以下の子どもがいた申請者は117人、子どもの数は200人との答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

改正後の個人情報保護法から市議会が除かれた理由は、また、個人情報保護法施行条例を定める理由はどの質疑では、法の中から国会が除かれており、同様の理由で市議会が除かれている。また、個人情報保護制度については、国に先んじて地方公共団体から始まっていった経緯があり、各地方公共団体によって内容が様々、今般、法が直接適用されることになっ

たが、各地方公共団体独自のことも条例で定める余地があるということで、法の施行条例を定めることとしたとの答弁がありました。

次に、議案第4号から議案第10号及び議案第17号の一括審議では、主な質疑について申し上げます。

職員の定年を現行の60歳から65歳に引き上げる際の人件費総額のシミュレーションを行っているかとの質疑では、65歳まで定年延長するのは最終的に令和13年度となる。それまで2年に1歳ずつ段階的に引上げていくことで、2年に1度しか定年退職が発生しないことになる。60歳以後、定年までは60歳以前の給与の7割の水準となるため、当面の間、人件費総額は上がっていく。定員適正化計画等も見直しの必要があると思う。シミュレーションについては、今後取りかかっていく予定との答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり、15議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和4年12月19日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

---

## ◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号から議案第14号までの14議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第15号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

(20番 松木源太郎 登壇)

○20番(松木源太郎) 議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論であります。

私は、本定例会に付託された議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議決に反対の討論いたします。

この議案は、旭市立保育所条例から「干潟保育所」を削除する内容です。これだけでは旭市立保育所から干潟保育所がなくなるだけですが、その中身は、市立干潟保育所を学校法人旭鈴木学園に、建物は無償で譲与し、敷地は無償で貸与するものです。

その背景には、「保育所を民営化することにより、さらなる保育の質の向上や施設整備の際の経費削減が見込まれる」と、この学校法人を「高く評価」しています。また、「保育事業として英語教育や運動教室を他の保育所に先駆けて実施しており、その保育内容は保護者から高い評価を得ている」と、公立保育所より「私立保育所のほうがよい保育をしている」と「干潟保育所民営化の経緯」には記されています。指定管理者制度で15年間、学校法人が公立の施設で「保育事業」を行い、ある程度の事業内容の習得をしたでしょうが、その経験だけで公立保育所よりも優れていると地方公共団体の旭市が評価するほどでしょうか。

また、同学校法人は平成27年、2015年、7年前です。から認定こども園となり、本体の学校法人も「保育園事業」を行っています。今までは指定管理者の干潟保育所とあさひこひつじ幼稚園で分かれていましたが、もし干潟保育所が民営化されると、すぐ近くで1つの学校法人が2つの保育所(保育所と認定こども園)を運営することになります。学校法人が旭市の指定管理者で身につけたノウハウで、学校法人のまま福祉法人の仕事を、旭市から建物は無償譲与、土地は無償貸付けで事業を始めるものです。

保育事業は民間こそいいのだという旭市独自の見解で、市民の財産である建築後18年で耐用年数まで16年ある鉄骨造りの建物をただで差し上げるものです。私立の保育園が公立よりもよいのなら、旭市の保育園を全て民間に譲与してしまえば、市の職員を大量に減らすことができます。それで住民福祉の向上ができますか。このような発想がどこから来るのか。現在の旭市の市政運営のどこかがおかしいと私は考えます。

議案の提出の仕方も、現在、行政財産である保育所を無償で学校法人に無償譲与するのであれば、それなりの手続きをして議会に諮り、議案として提出する必要があります。市の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」で、学校法人が「公共的団体」だから無償譲与できるとして議会に議決を求めませんが、本来、議決を求めるとともに、有償にすべき

と主張します。

以上の状況をしんしゃくし、もう1度じっくり議会と検討し、再提出することを求めます。皆さん方議員のご協力をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（木内欽市） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） 議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

議案質疑の際にも触れさせていただきましたが、旭市立干潟保育所は公設民営化してから約15年の歳月が経過しております。今般の完全民営化をすることで保育士のスキルアップが期待でき、保育体制の厚みが増し、さらなるサービスを利用者へ提供することができる。そして、何より旭鈴木学園は長年にわたり、あさひこひつじ幼稚園と干潟保育所を運営してきた間に、たくさんの地域の方や利用者、そして行政に支えられてきたことへの恩返し、地域貢献、社会貢献という気持ちが強いという点について、議員各位のご理解並びにご賛同を請う次第であります。

完全民営化により保育の質が高まり、手厚い保育ができるようになるということを、旭鈴木学園は公設民営化をしてから約15年という長い歳月をかけて証明してきたと思います。今後も民間のノウハウを最大限に生かし、保護者の声に耳を傾け、保護者のニーズを可能な限り拾い上げ、それを形にしていくことこそが、未来ある子どもたち、そして頑張っている子育て世代の皆さんが求めていることであると思います。

ここで完全民営化に踏み切らねば、旭市立干潟保育所の運営は旭市へ返還され、保育士の人件費、建物の保守点検管理費が市の財政から捻出されることとなります。市にとって、これは大きなマイナスであります。

（発言する人あり）

○1番（常世田正樹） 大きなマイナスであります。

（発言する人あり）

○1番（常世田正樹） 現在、在園している子どもたちのためにも、いきなり運営方針や受入れ態勢が変わってしまうことがないようにするべきであると考えます。

子育てや子どもを取り巻く社会環境が大きく変化している今日、子は宝、未来をつくる存在である子どもたち、この旭の子どもたちに将来にわたり質の高い保育サービスの提供ができるよう願いを込めて、私の賛成討論といたします。

○議長（木内欽市） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

議案第15号に関して、反対の立場で討論いたします。

この15号に関して、本会議場あるいは委員会の質疑で、私以外にも複数の議員からの質疑がございました。それに対する答弁を聞き、また、実際に委員会視察で干潟保育所、こちらのほうを視察させていただいた、そのことを基に討論させていただきたいと思います。

この保育所は、広大な約1,700坪にもわたる敷地に300坪の建物です。ゆったりとした天井の高い建物で保育が行われておりました。本当に、先ほど常世田議員がおっしゃいました、子どもは社会の宝、旭の宝です。楽しそうに子どもたちが保育されて、とてもいいなという、いい環境で保育されているなというのを見せていただきました。ただ、その実際の保育の現場と、また、この条例案とは全く別物で、私たち議員は考えなければならないことだと思います。

私の反対討論の根拠は1つです。時期尚早。この時期尚早という言葉の意味は、皆さんはもちろного存じだと思いますが、何か事を行うにはまだ時が熟していないということ、何かを実行するためにはまだ時間的に早過ぎるということです。

私は、民営化に反対するものではありません。むしろ民でやったほうが、経営の効率化や新しい取組など期待できるものがたくさんある部分もございます。しかし、今回の条例改正は、まさに時期尚早。今まで指定管理でやっていた保育を、5年契約の指定管理の時期が次の春で終わることから、じゃ、もうここで民営化しよう、それでは、その前に保護者への説明会だね、議会にも納得してもらわないとねといったバタバタ感が否めません。

今年、市内の保育所の統廃合、民営化に向けたプランが私たち議員にも提示されました。そして、間もなくのこの条例改正案です。7月に保護者説明会、そして、もうこの12月議会で完全民営化しますからね、賛成してください、こういう議案です。どう考えても、指定管理の契約期間に合わせた条例改正と見られても仕方がないと思います。

時期尚早の根拠を2つ述べます。

1つ目、公共施設の民営化に対して、きちんとした基準ができていない。これは、委員会の中でも、私以外にも複数の議員からの質疑がございました。基準の中に、答弁で、旭市にある事業所ということ、そして、これからも事業をやっていくところということ、ちょっと申し訳ないですけども、これは基準という日本語には当てはまらないです。基礎です。ベ

ースです。その上に基準というものをつくるべきなんですよ。ですから、答弁のあまりにも稚拙な、民営化に対する基準、それに対する答弁があまりにも納得できるものではありませんでしたので、公共施設の民営化に対して、きちんとした基準をつくってから民営化事業を始めるべきだということを根拠といたします。

2つ目、民営化に対するメリット、デメリットが提示できていない。課長あるいは副市長の答弁で、委員会するときでも、民営化に対してメリット、デメリットは全く示されませんでした。納得できるものではありませんでした。

まず、最初に議員に提示された資料です。この資料が、民営化した場合の運営費、最初はプラス、つまり民営化することで運営費がさらにかかっちゃうんだよ、市からの持ち出しがさらに増えるんだよという資料だったんです。それは皆さん、ご存じだと思います。これに対して複数の議員から疑義が出され、その後、一転して資料の再提出がございました。この資料の再提出されたものの中には、いや、逆にマイナスになります、市の持ち出しは減りますという数字に変わっておりました。運営費のところでは、疑義が出されると一転して、いや、実はこうだったんですという訂正が入る。では、またさらに、これは訂正もあるんじゃないかという疑念を抱くわけです。こうやって、どんどん計上されていない部分というものが出てくる可能性というのがあります。こういう数字に信憑性がない。これは議会に出してくる数字ではないと思います。ちゃんとした根拠、説明できる根拠を持った数字を提出しなければいけないと思います。

それどころか、先ほども賛成討論の中にございましたが、建て替えのとき、あるいは大規模修繕のときに市からの持ち出しが物すごいことになるから、なので、今のうちに民営化しておかなきゃいけないんだという議論がございましたが、これは全く別のところでの議論をするべきだと思います。

市では、公共施設の長寿命化計画、いわゆるファシリティマネジメントを、今、計画しつつあると思います。その中での議論にしないと、この保育所が、では一体あと何年ここで運営をしていくのか。人口減少を見据えて、この後の保育行政のこと、それとの兼ね合いとか、いろんな公共サービスの提供の仕方とかも兼ね合わせて、公共施設の長寿命化、ファシリティマネジメントをしていかななくてはならない、その議論をやらなくては、ここの保育所があと十何年、16年たったときに4億円ぐらいかかっちゃうから、市からの持ち出しが1億7,000万円ぐらいになっちゃうんだよねと、十何年先の話を今ここで、だったらねのたればの話ですべきではありません。つまり、民営化にするメリット、デメリットが全く提示

されていない。

その2点を指摘して根拠といたします。

私は、議会に出される案件は、感情で左右されることが決してあってはならないと思います。確かに、一生懸命保育園を運営されて、地元の評価も高く、これからも旭市の保育行政に大きく貢献されるであろう、そのことは私も認めます。ただ、それは市内で頑張っただけの子どもたちを保育・教育している多くの事業者も同じことです。もっと言うと、子どもの施設にかかわらず、お年寄りの施設運営だってそうです。

市は、市民の生命と財産を守っていかなくてはなりません。そのための福祉事業を市内たくさんの民間事業者が担って、日夜奮闘してくださっております。こうした民の力を借りなくては、市の福祉行政は成り立っていかないのです。こうした中で市に求められるのは公平性です。民に対しての公平性です。みんなが頑張っているのに、何であそこだけいい思いをしているの、何であそこだけただでもらえるの、こういう感情が芽生えたと、市に対する市民の信頼が揺らぎます。

無償譲渡された民のほうにとっても、これはよくないことです。民間で市の財政運営に貢献してくださっている法人は多々あります。経営努力を重ね、大きく飛躍をして利益を上げ、たくさん納税をしてくださっている。こういう会社には、あそこはやったねと世間はもろ手を挙げて称賛します。ですが、基準もなしに市民の大切な財産を無償で譲渡された、つまりもらったところというのは、あそこはうまくやったねと言われかねない事態になります。なので、納税者としての市民にきちんと説明ができる基準をつくらなくてはなりません。

これからどんどん民営化が進んでいきます。旭市だけではありません。日本全国、市町村どこも、もう民営化を進めていかなくては、市だけではやっていけない、公共だけではやっていけない事態になっているわけです。私は、今回の干潟保育所の指定管理を再度5年契約をして、その間に公平公正な、市民が、みんながなるほどと認めてくれる公平公正な基準をつくって、これだから無償でここに譲渡するんですという、きちんとした基準をつくって、それから民に、完全民にしても遅くはないと思います。

5年です。指定管理の契約期間は5年です。先ほども言いましたが、これから先16年、まだ建て替えをするのには16年、大規模改修するにしても5年以上先のことだと思います。それまでにきちんとした基準をつくってやっても遅くはないです。5年というその間に、ほかの民にする、ほかを民営化する時のための基準をつくる、それが私は大切なことだと思います。

以上、15号議案に対しての反対討論といたします。良識ある議員の皆様の判断を期待したいと思います。

○議長（木内欽市） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） 令和4年、2022年第4回定例会に当たり、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

冒頭申し上げますが、旭市立保育所条例、条例第4号、別表中の「旭市立干潟保育所」の項を削ることに対しては、異を唱える意思はございません。学校法人旭鈴木学園様に民営化ということで移行することに対しては、反対ではございません。

しかしながら、このたびの旭市立干潟保育所を民営化することに伴い、執行部より完全民営化のご説明をいただきました。皆様方ご承知のとおり、主に4点ございました。1つ、指定管理者制度の活用と経緯について、1つ、私立保育所へ移行することにより変わる事、変わらないことについて、1つ、施設運営並びに施設の状況と改築に対する旭市の負担について、1つ、最後、4点目でございますけれども、施設の土地・建物等についての取扱いについて4点説明をいただきました。

説明の、土地は無償で貸与し、建物は無償で譲渡するという考えのうち、建物は無償で譲渡するという考えに私は反対なのです。説明の中にございました、無償で譲渡しなければならない理由が私には理解できないのです。恐らく私を支援してくださっている1,500名以上の方々も、多分私の意見には賛成してくださると確信をしているところでございます。

どうして、簡単に言えば、ただでお渡しできるのかなということについて勉強させていただきました。法的根拠として、先ほど来お話が出ておりますけれども、地方自治法の財産の管理及び処分、第237条第2項並びに旭市条例第42号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第3条と第4条を克明に読まさせていただきました。市当局は、法的根拠、適法性として対応の妥当性を示されたわけですけれども、しかしながら、この条例の第3条、4条には無償貸与、無償譲渡という文言は一切出てきません。使われておりません。貸与については、無償貸付け、減額貸付けです。譲渡につきましては、第3条、譲与、減額譲渡でございます。

したがって、先ほど戸村議員からありました、11月21日での資料の中には無償貸与、無償譲渡という文言が法的根拠の位置づけとして示されたわけですけれども、想像するに、条例で使われていない文言を説明資料に盛り込むということからして、課内で十分検討がなされ

たのであろうか、あるいは横断的な各課長会議ですとか、あるいは大事な市の公共財産をトップリーダーである市長並びに副市長と担当課と十分協議されたのであろうかという疑念が湧きました。

ここで私が重ねて問いたいのは、なぜに建物を無償で譲渡しなければならないのか。行政の裁量の在り方の1点でございます。建物を本当に無償譲渡するおつもりなのか問いたいところなのです。

今後の旭市の財政状況は決して楽観視できるものではないことは、皆様方ご存じのとおりです。歳入につきましても、少子高齢化に伴い、市税や自主財源の減少が確認できているところかと思えます。歳出につきましても、社会保障関係あるいは公共施設の維持管理経費の増加により、これまで同様の財源確保は難しく、財政負担が増えていくことは必至であると市のほうでも分析されているはずです。

保育所再編計画にも記載のとおり、保育所の運営費の状況は、施設の老朽化により、修繕費の増額と併せて、保育ニーズに対応する保育士人件費の増額によって、保育所運営費は増加の一途をたどっているということも、担当課並びに市のほうは分析されているはずなんです。であるならば、なぜ今、この時点で干潟保育所の園舎である建物を無償で譲渡する、そういう行為を行おうとしているのか、そういう方向で考えていらっしゃるのか、私は正しい行政対応であるというふうには、申し訳ないですけれども、思えません。議員の皆様方、当然、議案第15号についてもご自身お考えになられたことと思えますけれども、そう思われませんか。

建築費の概算2億3,000万円をかけて、平成17年度より、17年度、18年度、19年度と、市の公立保育所ということで市の管轄下にございました。しかしながら、平成20年度より、説明にもございましたように、これまで指定管理業務として3期15年間にわたって保育所の経営、運営に当たってこられた鈴木学園様の功績に対しては敬意を表するものでございます。実際のところの運営については、詳細は分かりませんが、旭鈴木学園様のほうから無償で譲渡願いたいといったようなリクエスト、さらに手厚い保育経営をしたいんだ、市民に貢献したいんだというお考え、訪問させていただき、理解させていただきました。理事長も園長も立派な方です。決して否定するものではございません。先ほどから繰り返し述べさせていただいている無償譲渡、法的には譲与、これが正しいのか、その1点でございます。

耐用年数34年、今なお16年の利用が可能である保育施設です。資産価値はどうなんでしょう。よくは分かりませんが、ゼロではないはずです。仮に99.5%の減価償却を

もう既に終えたとしても、0.5%の資産価値はあるのではないかなど、私は個人的に考えます。なぜならば、まだまだ16年間保育経営ができるからです。

俗に、不動産的な価値としては、20年たてば上物はもうゼロなんだよというお話も聞いてはおりますけれども、費用対効果あるいはコストベネフィット分析、負担軽減になるための客観的なデータや、あるいは無償譲渡する基準がない中で、いずれ必ずや将来1億7,000万円ほどの市の財政軽減になると、このように説明されても、はい、分かりましたと簡単に納得のいくものではありませんでした。

大切なことは、土地の無償貸付け並びに建物の無償譲与は、これまでに前例のないことであり、今後の旭市としての対応の布石になります。旭市の負担軽減のため、他市を参考にされたということですが、お隣の香取市におきましても、おみがわこども園民営化に当たるに際して、無償譲与については、議会の採決で11対10ということで相当の意見交換があったと確認をしております。

また、米本市長も、本年6月の旭市公共施設等総合管理計画（改訂版）の中で、公共施設は、市民の貴重な財産の一つであり、この財産を適正に管理し、しっかりと次世代に引き継ぎ、より魅力あるまちとして発展し続けることが私の大きな使命、公共施設の課題に対して適切に対応し、利便性の高い公共施設の維持保全の両立に、強い決意を持って取り組むと述べられております。

今後は、チーム旭、オール旭で取り組めるよう、より一層市民の声に耳を傾け、より丁寧な説明と検討に時間をかけていただくとともに、学校法人旭鈴木学園様と契約書の締結に向けて協議を進める際には、条例にのっとった文言を織り込み、今後の保育所再編の際に行政対応に不公平が生じることのないよう、土地の無償貸付け、建物の譲与とすべきかどうか、市議会議員の皆様方についても十分過ぎるほどの再考と検討を切にお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（木内欽市） 討論は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論を行います。

続いて、議案第16号から議案第19号までの4議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第20号について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

松本源太郎議員、ご登壇願います。

(20番 松本源太郎 登壇)

○20番(松本源太郎) 日本共産党の松本源太郎です。

私は、本議会に提案された第20号議案「指定管理者の指定について」、すなわち社会体育施設12施設を指定によって民間の事業者によるその管理を委任する議案に反対の討論をいたします。

私は、令和4年、2022年第1回定例会、議案第18号「旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の議決に反対の討論をいたしました。

その内容は、「社会体育施設は多くの市民が利用し、旭市民の財産です。これを営利目的の民間事業者による指定管理料を払って貸すことができるようにするものであります。利用料金は指定管理者の収入になり、これでは市民が自分たちの市の施設としての気持ちがなくなり、金さえ払えばいいのだと、必ず壊れるのが早くなるでしょう。公共施設をこのように民間に貸すのは、公務員を減らしたいからです。社会体育施設は、各スポーツに専門家が職員でいて、いろいろなものを指導してもらったものです。しかし、今では職員は事務職がいれば済む、指導するのは料金を払って指定管理者の会社の専門家が指導することになります。つまり、市が社会体育施設を指定管理者の会社にもうけさせてあげるための条例です。よって、この条例案には反対し、旭市の社会体育施設を守りましょう。以上、反対していただくことをお願い申し上げます」と発言しました。

まさに、このとおりの議案が今回提案されました。「指定管理者(候補者)の選考結果」や「旭市社会体育施設指定管理者募集要項」を拝見しても、なぜ社会体育施設の中で「旭市弓道場」と「海上野球場」が抜けているのかも不明です。海上野球場は、消防分署を造るの取り壊す予定だから入れなかったのかもしれませんが。

年間の管理料も、募集要項で参考基準価額を単年度1億1,096万円を上限として1億996万円が決定したグループの提示金額です。これは常任委員会での回答です。「旭市指定管理者候補者選考委員会」の「選考基準書」による主観的な評価点数140点満点で113点を取ったグループが他の2者を抜かして決まりました。まさしく主観的な選定です。選定した委員の氏

名すら発表しません。これでは公平な審査とは言えません。

その上、自主事業に係る利益還元なる項目があり、自主事業を推奨し、「自主事業で得る利益の中から毎年200万円を指定管理料削減のために充当します」と募集要項に記載されています。指定管理者の「自主事業」を奨励しています。つまり、指定管理者に市民の財産である「社会体育施設を使ってもうけてください」と奨励しているようなものです。

このような事実が分かりましたので、議案第20号「指定管理者の指定について」に反対いたします。議員の皆さんのご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） 島田恒です。

私からは、議案第20号、指定管理者の指定について、賛成の立場から討論をいたします。

この指定管理者の指定は、社会体育施設12施設を一括して指定管理を行わせるもので、指定管理の目的として、単に経費の削減を図るだけでなく、民間事業者等が有するノウハウを活用することで、利用者へのサービスの向上と効率的な施設の管理運営が望めるなど、そのメリットが期待されるところであります。

指定管理者の選定に当たっては、旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会において慎重にご審議をいただき、適正かつ確実に管理運営が行える候補者が選定されたものと考えております。

また、今後の指定管理者による運営では、地元企業の活用、既存の職員の雇用、地域との連携を大事にしながら、利用者ニーズの把握に努め、サービスの向上を図るとしております。民間のノウハウを発揮したスポーツ教室あるいはイベントなど新たな取組の実施によって、スポーツ施設としての価値を高め、市民の健康維持・増進を図り、スポーツ振興による市の活性化に寄与するものと考えております。

以上の観点から、議案第20号、指定管理者の指定について賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（木内欽市） 以上で議案第20号について通告による討論は終わりました。

続いて、発議第1号について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第20号までの20議案、発議第1号の1発議案について採決い

たします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第1号、令和4年度旭一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市個人情報保護法施行条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市個人情報保護審議会条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

発議第1号、旭市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 事務報告

○議長(木内欽市) 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 小倉直志 登壇)

○総務課長(小倉直志) それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、金150万円を有限会社ブライトピック千葉様より、9月28日受納いたしました。

一つ、ブロック玩具5セットほか保育所用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より9月29日受領いたしました。

一つ、豚肉270キログラムを有限会社P i g F e r t i l i z e松ヶ谷様より、10月6日受納いたしました。

一つ、精白米粒すけ850キログラム及び児童用図書16セットをちばみどり農業協同組合様より、10月11日受納いたしました。

一つ、65型電子黒板1台ほか学校用備品一式を鈴木建設株式会社様より、10月28日受納いたしました。

一つ、豚肉266.8キログラムを旭市養豚推進協議会様より、11月18日受納いたしました。

一つ、飲料2,400本を大塚製薬株式会社首都圏第一支店千葉出張所様より、12月14日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（木内欽市） 事務報告は終わりました。

---

◎日程第4 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、令和4年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。  
長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時35分